

平成18年7月31日
総長 裁定

大阪大学入札監視委員会の設置について

1. 趣旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、大阪大学入札監視委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

2. 設置

大阪大学（以下「本学」という。）において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保するため、本学に入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3. 委員会の事務

委員会は、総長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 本学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 本学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

4. 組織

- (1) 委員会は、委員3人以上により組織する。
- (2) 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、総長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、一年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、再任することができる。
- (5) 委員の氏名及び職業は、公表する。
- (6) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (7) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (8) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5. 会議の開催

- (1) 第3第一号及び第二号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員長が招集し、原則として年に1回以上開催する。
- (2) 第3第三号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- (3) 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、公表する。

6. 抽出の委任

- (1) 委員会は、第3 第二号の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。
- (2) 前項の委任を受けた委員は、抽出結果を、速やかに定例会議に報告しなければならない。

7. 意見の具申又は勧告

- (1) 委員会は、第3 第一号又は第二号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、総長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- (2) 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

8. 再苦情処理

- (1) 委員会は、第3 第三号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行うこと。
- (2) 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を総長に報告するとともに、公表する。
- (3) 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

9. 委員から除外する者

- (1) 委員は、第3 第二号又は第三号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- (2) 第3 第二号又は第三号の事務に関し、委員が、議事の対象となる発注機関の役職員である場合、当該委員は議事に加わることができない。

10. 守秘義務

委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、また同様とする。

11. 報告等の様式

定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別に定める。

12. 委員会の事務

委員会に関する事務は、施設部企画課で行う。